

第53回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

平成30年6月19日 開会

伊方町議会

第53回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成30年 6月19日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	6月19日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 鶴久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 田中 洋介 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 菊池 嘉起 地域振興センター所長 兵頭 達也
町長提出議案の項目	報告第2号 寄附採納について 報告第3号 町長の専決処分事項報告について 報告第4号 平成29年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 議案第42号 町長の専決処分事項報告について (伊方町税条例等の一部を改正する条例制定) 議案第43号 町長の専決処分事項報告について (伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) 議案第44号 伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第45号 伊方町スポーツ推進審議会条例制定について 議案第46号 平成30年度伊方町一般会計補正予算（第1号）
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

	(会議規則第 21 条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)
	1 番 高月 芳人議員

# 伊方町議会第53回定例会議事日程

平成30年 6月19日(火)  
午前10時00分 開 議

## 1 開 会 宣 告

## 1 町長招集挨拶

## 1 議事日程報告

- |     |      |  |            |
|-----|------|--|------------|
| 日 程 | 第 1  | 会議録署名議員の指名   |            |
| 〃   | 第 2  | 会期の決定  |            |
| 〃   | 第 3  | 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」                                    |            |
| 〃   | 第 4  | 一般質問   |            |
| 〃   | 第 5  | 寄附採納について   | (報告第 2 号)  |
| 〃   | 第 6  | 町長の専決処分事項報告について  | (報告第 3 号)  |
| 〃   | 第 7  | 平成29年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について                            | (報告第 4 号)  |
| 〃   | 第 8  | 町長の専決処分事項報告について<br>(伊方町税条例等の一部を改正する条例制定)               | (議案第 42 号) |
| 〃   | 第 9  | 町長の専決処分事項報告について<br>(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)          | (議案第 43 号) |
| 〃   | 第 10 | 伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | (議案第 44 号) |
| 〃   | 第 11 | 伊方町スポーツ推進審議会条例制定について                                   | (議案第 45 号) |
| 〃   | 第 12 | 平成30年度伊方町一般会計補正予算(第1号)                                 | (議案第 46 号) |

## 1 散 会 宣 告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（山本吉昭） おはようございます。

これより伊方町議会第53回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第53回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、全員のご出席を賜り、感謝申し上げます。また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成30年度も2か月半が経過をいたしました。昨年度は、佐田岬灯台点灯100年とえひめ国体の年でございました。今後、これらの事業開催の成果や盛り上がりを一過性で終わらせないように、様々な取り組みや事業の実施、更なる施設整備などを計画的に実施してまいりたいと考えております。

さらに、本町の基幹産業であります一次産業の振興策や観光産業の振興につきましては、これからの伊方町の命運を握る大きな政策の柱としてしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、これらの諸施策について様々なご意見やご提言を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、伊方発電所についてでございます。まず、2号機につきましては、3月27日に四国電力の方針として廃炉との報告を受けたところでございます。今後、廃止措置計画等が策定をされ、町へも安全協定に基づく正式な申し入れがされることになるかと思っておりますが、廃炉作業などにあたりましては、1号機と同様に安全第一の取り組みや徹底した情報公開に加えまして、地元経済への配慮を四国電力に対し求めたところでございます。さらに、乾式貯蔵施設につきましてでございますが、5月25日に安全協定に基づきまして事前協議の申し入れがありました。この乾式貯蔵施設につきましては、平成28年12月に事業者が設置の検討を表明をいたして以降、町議会の原子力発電対策特別委員会におきまして、四国電力から施設の説明を受けたり、東海第2発電所での現地視察などを実施をされておりますが、先月正式に事前協議の申し入れとなったところでございます。申し入れの際には、あくまで一時的な貯蔵であることと、町民への丁寧な説明を要望をいたしました。

今後におきましては、議会及び環境監視委員会に諮りご意見を頂戴し、また町民の皆様のご意見も参考とさせていただきます。町の姿勢を示してまいりたいと考えております。

このように、伊方発電所につきましては安全性の確保を最優先に、日常の安全管理と情報公開に努めるなど、不断の取り組みを行うよう四国電力に求めてまいりますので、議員各位には引き続きご協力、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会の補正予算につきましては、一般会計のみの提案でございますが、主な事業を申し上げますと、総務費におきまして、財政調整基金積立金 2 億 5,965 万 3 千円。農林水産業費におきまして、伊方共選鮮度維持装置設置事業に 1,339 万 2 千円。教育費におきましては、小中学校空調設備整備事業としまして 1 億 2,036 万 1 千円。さらに、移動式バスケットゴール購入事業としまして 1,213 万 4 千円を計上しております。以上が、一般会計補正予算の主な事業でございます。

さらに、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・ 報告案件 3 件
- ・ 条例の制定及び改正議案 4 件
- ・ 平成 30 年度一般会計補正予算 1 件
- ・ 工事請負契約の締結に関する議案 3 件
- ・ その他の案件が 1 件でございます。

いずれも、町政を進める上で非常に重要な案件であります。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

### 議事日程報告

○議長（山本吉昭） 「議事日程報告」を行います。

本日の議事日程はお手許に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、1 番 高月芳人議員、2 番 木嶋英幸議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第 2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会議は、本日から 6 月 22 日までの 4 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、4 日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（山本吉昭） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布してありますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（山本吉昭） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、木嶋英幸議員の順にお願いいたします。

始めに末光勝幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 議員に選出されてから、1年が経ちまだ不慣れでございますけれども、町民の代表者として、一般質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

大綱1「原発廃炉後の産業活性化について」最初に、原発1号機について、2号機も原発1号機に続いて、2号機も廃炉ということになりましたが、当町におきましては、原発関連の仕事に携われる住民も多いのが現状です。そして多くの方が、将来に経済的な不安を抱えています。町長は、2号機廃炉の決定が報道された直後に、「1次産業活性化や観光産業に力を入れていく必要がある」と語られていました。具体的にどのような施策で、産業の活性化に取り組まれるのかお尋ねをいたします。

2番目に、伊方町の人口は、今年の5月末で9,524人となっております。廃炉が進むにつれ、四国電力の社員の方の減少をはじめ、人口減少に拍車がかかってくるのが予測されます。人口減少に歯止めをかけるには、雇用の場の確保がどうしても必要です。他の市町村においては、創業する株式会社に出資して産業振興と市民の雇用創出を図る施策を展開している例もあります。伊方町においてもそのような施策を行い、町民の雇用確保を図る努力が必要だと痛感していますが、町長の所見をお伺いいたします。

大綱2「空き家対策について」1、町内にも非常に多くの空き家があります。町民からよく聞かされる話で「家を壊し、更地にすると固定資産税が高くなるのでそのままにしている」ということがあります。昨年の6月の一般質問におきまして「固定資産の評価が時価に比べて高いのでは」と質問させていただきましたが、平成30年度は、固定資産の評価替えの年度であると伺っております。町民の納得できる評価がなされることにより、固定資産税の負担も減り、空き家問題も解決されていくと期待しますが、現在の町内の空き家の現状とその対策についてお尋ねをいたします。

2番目に、危険家屋廃屋解体撤去事業については、当町は他の市町村に比べて、いち早くその制度を創設し空き家対策に取り組んできたことには、深く敬意を払うところでございます。その後、全国的に整備された制度である老朽危険空き家等除却事業につきましては、町民に十分に周知され認識されているとは思えませんが、その内容と事業の利用状況、今後の展望について町長の見解をお伺いいたします。

大綱3「交通弱者対策について」1、私の所属する生活福祉常任委員会におきましても、交通弱者対策について、委員会を開催し、協議を行い、その問題を検討致しました。当町では満65歳以上の者に3年間で毎年1万5千円を限度として、毎年交付する高齢者運転免許自主返納支援事業が昨年4月から実施されています。

全国的には、1998年にこの制度が始まってから20年が経過し、先日の新聞報道などによると県内でも5,558人が昨年自主返納されたようです。町内での自主返納者の状況をお伺いいたします。また、交通事情の悪い当町におきましては、よほど自主返納者を優遇するか、町内を定期的に回るバスなどの交通手段の整備により、デマンドバスで足りないサービスを補わなければ、今後自主返納したくても出来ない現実があると思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

2、伊予鉄南予バスの町内の便数は少なく、通学の時間帯を除けば、非常に空席が多いように見受けられます。現在、伊予鉄南予バスの町内運行に対して、どの程度年間に補助金を拠出していますか。そして、デマンドバスが、町外への交通手段との提携ができれば更に便利になるという声があります。4月の当町の人事異動でデマンドバス専従職員を設置したのが目玉のように新聞報道されていましたが、デマンドバスの運行についてどのように改善をしていくのかお伺いをいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大綱1は「原発廃炉後の産業活性化について」に関するご質問でございますが、まず1点目は「1次産業や観光産業の活性化に具体的にどのような施策で取り組むのか」についてでございます。

1次産業の活性化には、農業、漁業問わず担い手及び後継者の確保、育成が何よりも必要であると認識をいたしております。

現在、国県等の新規就業者に対する支援は様々なものがあり、伊方町としてもこれらの制度を積極的に活用し、足らざるところは町単独での支援を行っているところでございます。

さらに、農協、漁協ともIターンにも力を入れており、都市部での新規就業者向けのフェアに積極的に参加をいたしており、新規就業の良い事例ができていとも聞き及んでおりま



す。

また、地域おこし協力隊も、農業振興の分野で現在1名採用をいたしており、あと2名追加募集をしておりますし、水産振興の分野で新規に1名募集するようにしております。

さらに農業分野では、収穫時期の労働力不足に対応するためのアルバイト事業や鳥獣害対策としての鉄筋柵の補助を町独自の支援を行っており、基盤整備を含め足腰の強い農業を目指してまいります。

水産分野では、漁獲の減少、魚価の低迷と厳しい状況下ではありますが、ブランド化や加工分野への支援をはじめ、アワビの稚貝放流、その効果調査などを継続的に実施をするほか、今年度は地域資源の掘り起こしという面で海藻類の調査を実施し、女性、高齢者も稼げる水産産業を目指してまいります。

観光産業の活性化につきましては、既存の観光資源のブラッシュアップを図る観点から、佐田岬灯台や佐田岬はなはなの整備を行っております。

今後も施設の整備を進めながら施設間の連携を図りオール伊方で伊方町への誘客を拡大してまいります。

また、近年の観光産業は体験型観光がスポットを浴びており、民間が行っているこれらの活動を支援してまいりたいと考えております。

さらに、伊方ファンの拡大を図る上でも魅力あるイベントの開催が必要であります。きなはいや伊方まつりやはなはな祭りなどのイベントも町民のアイデアを生かし、伊方らしさを打ち出してまいります。

伊方町へ訪れるきっかけづくりといたしましては、現在、佐田岬ワンダービューコンペティションという動画コンテストを開催いたしております。年末のイルミネーション事業とのタイアップにより魅力あるコンテストを開催し、今後につなげてまいります。

これらの取り組みをインターネットやSNS、雑誌等を通じて広く情報発信することにより、本町への誘客拡大を図ってまいります。

このようにイベントや情報発信を行うとともに、民間事業者とも協力しながら観光産業を確立させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「町民の雇用確保を図る」についてでございます。

議員ご指摘の事例につきましては、産業振興と雇用創出を図る観点から町が施設整備をし、出資いたしております第3セクター、株式会社クリエイト伊方がこれに当たるかと考えております。

株式会社クリエイト伊方は、設立後も町の施設の管理運営を行いながら、地元特産品の商品開発に取り組むなど、現在75名の雇用を創出いたしております。

また、起こすほうの起業支援策といたしましては、事業者が新たな事業の展開や基盤整備を行う場合に、商工会を通じて支援をいたしておりますし、国の創業支援策もありますが、町独自の支援策につきましても本年度中に整備する予定といたしております。

企業誘致策といたしましては、伊方町企業誘致条例で町独自の優遇措置を設けており、製造業とリゾート施設を対象に固定資産税の実質減免や、従業員一人当たり年間10万円、総額2,000万円を限度に奨励金として支援するようにいたしております。今後必要に応じて、企業にとって魅力ある制度となるよう見直しも考えてまいりたいと存じます。

また、介護事業者には伊方町奨学金の返還が必要な雇用者を支援する制度もございます。

このほかにも原子力発電所施設を有することから雇用の増加を生む企業に対して、国のF補助金が適用され、電気量に対する支援がございます。

これら、第3セクターによる雇用創出をはじめ、起こすほうの起業支援、企業誘致なども今後も様々な施策により雇用を創出してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご指導をお願いいたします。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱2の「空き家対策について」のご質問にお答えをいたします。

1点目は「町内の空き家の現状とその対策について」でございます。

まず、現在の町内の空き家の現状でございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行を前に平成27年2月、空き家の状況を調査いたしております。

調査で確認をされた空き家は、1,204件となっており、同年4月時点の家屋総数の約1割が空き家という結果となっております。

また、そのうち約12%の150件が大きく破損していると判断されている状況でございます。

「家を壊し、更地にすると固定資産税が高くなるので、そのままにしている」ということでございますが、住宅1戸につき敷地200㎡までの課税標準額を6分の1に、200㎡を超え床面積の10倍までの課税標準額を3分の1に軽減するという特例措置がございます。

空き家が増え続け、問題になっている背景には、この住宅用地特例があるとされており、固定資産税の増額や解体費用を考えますと、実施にはなかなか踏み切れないという事情があると推察をいたしております。

しかし、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、平成27年5月に施行となった税制上の措置は、危険な廃屋については、先ほどの軽減措置の対象から除外し家を壊さない、更地にしない場合でも固定資産税を増額することにより、空き家の除却や危険な状態の解消を促すという制度となっております。

さて、固定資産税につきましては、議員の言われるとおり平成30年度評価替えとなっております。

課税の公正、公平性を確保するために、町内111地点において鑑定評価を行い、さらに「標準宅地」28地点の評価修正を行い、時点修正を行っているところでございます。

評価につきましては、地方税法の規定により総務大臣が定める「固定資産評価基準」、国土交通省の「不動産鑑定評価基準」により、地価公示価格、県地価調査価格及び売買実例価格等を基準に評価する方法が採られております。

先ほどの住宅用地特例の軽減措置を含めまして、適正な評価を実施いたしているところでございます。

次に、空き家の活用の促進についてでございます。調査の結果、空き家のうち約42%の500件は、普通の状態と判断をされております。

そこで、町では平成28年12月から空き家バンクを開設し、空き家及び空き地を登録していただき、町が不動産業者を介して、所有者と買い取り又は借用希望者とおつなぎをいたしているところでございます。

空き家は、その増加が問題視される一方で地域活性化への可能性を秘めていると言えます。「住んでよし、訪れてよし」の伊方町を実現するためにも、自然豊かな田舎暮らしを望む人々が伊方町へ移住できる施策を検討し、空き家問題や集落の過疎化、農業、漁業の担い手不足などの解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「危険家屋廃屋解体撤去事業について」、事業の内容と利用状況及び今後の展望についてのご質問にお答えをいたします。

まず、事業の内容につきましては、議員ご質問のとおり、伊方町においては、町単独の事業と国県の補助を受け実施する補助事業の2種類の除却事業を行っております。

このうち補助事業につきましては、単独事業が木造住宅に限定される事に対し、住宅の不良度基準を満たす、非木造の建物も補助の対象となる事が大きな相違点でございます。

補助金につきましても、国県町を合わせ事業費の4/5を補助するものでありますが、採択要件として、対象となる建物の全部撤去が必要となる事、また、建築物が2戸以上並んでいる道の沿道に位置している事などを満たす必要もある事から、その状況を確認するための事前調査が必要となるものでございます。

このように採択要件及び対象物件の状況につきましても様々であります事から、町としては事前調査の申し込みを受け、案件ごとに聞き取りや現地調査を行う事といたしております。

次に、事業の利用状況と今後の展望についてでございますが、補助事業による取り組みを開始をいたしました平成28年度におきましては、3件の利用にとどまっておりましたが、平成29年度は10件、本年度におきましては、5月末現在で15件の申し出があり、徐々に実績が増加いたしている状況でございます。

今後は、この取り組みをさらに推進していくためにも議員ご指摘の町民への周知につきましては、積極的に取り組む必要があると考えており、ホームページの内容の見直し、分かりやすいパンフレット等の作成と配布など、効果的な対策を検討いたしたいと考えております。

また、本年度において、伊方町空家等対策計画を策定する事といたしてございまして、除却以外の空家の利活用を含めた総合的な取り組みを検討する事といたしてございます。

さらに、愛媛県におきましても様々な課題に対し、チーム愛媛として取り組むべく「愛媛県空き家対策ネットワーク」を設立し、産官学のネットワークを活用しそれぞれの課題を共

通課題とし対策を検討していく取り組みが開始された事から、町としても、この取り組みに積極的に参加し効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、大綱2の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱3の「交通弱者対策について」のご質問でございます。

まず、1点目は「高齢者運転免許自主返納について」でございます。

近年、高齢ドライバーが加害者となる交通事故が社会的な問題となっております。八幡浜警察署管内におきましても、平成29年中に81件の交通事故が発生をし、このうち高齢者が当事者となっております事故は22件となっております。

伊方町内で運転免許証を保有されている方は、4月末現在で全町民の約6割にあたる5,976人おられ、このうち65歳以上の保有者は2,103人、75歳以上では741の方が運転免許を保有されております。

運転免許自主返納制度は、平成10年4月から実施をされておきまして、公的な身分証明書として使用できる運転経歴証明書の取得に加え、現在では各自治体や自主返納制度への支援事業所において、利用割引などの優遇サービスの提供が受けられるようになっております。

議員からのご紹介がありましたが、当町におきましても、昨年4月から高齢者運転免許自主返納事業を開始をいたしました。

昨年度実績では自主返納された方のうち55名、今年度に入ってから5月末までに新たに11名、計66名の方がこの事業に登録されて、町の交通サービスを利用いただいているところでございます。

愛媛県内の他の自治体におきましても、自主返納された方につきましては、デマンド交通やタクシー、コミュニティバス、公共施設利用時の割引サービスなどを提供をしております。

また、自主返納を支援する協力事業所におきましては、例えば飲食店や日用品店、宿泊施設における利用割引などの優遇措置もあります。

この支援事業所につきましては、所轄の警察署で随時受け付けておりますし、町としても、引き続き広報誌やホームページで自主返納した場合の優遇措置を紹介してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「伊予鉄南予バスとデマンド交通について」でございます。

伊予鉄南予バスの運行状況ですが、八幡浜駅から伊方町役場を經由して三崎港に到着する便、伊方町役場までの便、加周までの便を合わせますと、土曜・日曜・祝日の運休便を含め1日14往復程度運行をいたしております。

これらの運行費用に対し、本町からは、毎年630万円を補助いたしております。

また、町のデマンド交通につきましては、交通に不便をきたしている方の外出及び移動支援として、平成20年4月から運行を開始し、毎年、年間延べ約2万人の方が利用されている状況でございます。

しかしながら、運行から10年が経過し、人口減少や住民の高齢化が進む中、地域の実情に

応じた、より利便性の高い交通体系が求められております。

そこで、バス路線の維持確保を含め、町の地域公共交通体系のあり方を見直すために、4月に専任職員を総務課危機管理室内に配置したところでございます。

現在、デマンド交通に関する住民アンケート調査を行っているところでございますが、回答を集計したうえで、その結果を基に、現行のデマンド交通の問題点を把握し、議会の皆様との協議や町営バス検討委員会における審議を重ねながら、方向性を見出していきたいと考えております。

したがって、現段階におきましては、具体的な改善策をお示しすることはできませんが、今回、住民の声をお聞きして、可能な限り利用者の視点に立ったサービスを構築してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、末光議員の一般質問に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。末光議員、大綱1の再質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 大変具体的にお答えいただきまして、ありがとうございます。現在の伊方町の現状をみますのに、私くしも商工会に長年勤めてまいりましたが、振りかえってみますと、旅館、民宿関係の新規創業はあったわけですが、その他の事業所につきましては、比較的、自助努力が積み重ねられなかったような傾向が多少ありました。それは、原子力発電所があるがゆえのマイナスの側面であろうかと思っておりますけども、いろいろと自分の事業にしがみつくと、原子力発電所関連の仕事で雇ってもらった方が、生活の安定ができると、そういうふうな現実があったものですから、そういうことで伊方町の職業というのは比較的、振興が遅れ現在廃業が続いている。また、町民の方あるいは、町外の方がこの町、旧伊方町の場合を言わせていただきますけども、町を見ても人は歩いていない。店は、開いていない。そのような残念ながら、傾向にあらうかと思っております。そういったところで今度、1、2号機が廃炉となった。今、町長の方から詳しくいろいろな施策を披露していただきましたけども、私はですね、一つ町長の生の声を今度お伺いしたいんです。現在、いろいろ批判があらうかと思っておりますけども、安倍内閣におきましては、3本の矢というような政策を打ち出して、その成功のために努力をされておりますけども、伊方町におきましてもそのような大きな政策目標掲げて、それに町民全体が突き進んでいく、そのようなことが求められているのではないかと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議員ご指摘のとおり、今町は非常に悩みの時期にあるというふうに私自身、理解をしております。この数十年いろんな意味で原子力発電所と共に共生をしてきた町でございます。ここに来てそれが大きく方向転換しつつある。しなければならぬ時期に今きてるというふうに思っております。一つは、やはり3号機はこれまでどおり稼働するわけでございますので、それも含め今後とも四国電力と共に良好の関係、根底には電力側に対して、安全安心対策情報公開といった点は常に求めながらも共に町を発展させていくという・・同じ方向をみた共存共栄策を探っていかなければならないというふうに思っております。一方ではやはり1、2号機廃炉という影響は非常に大きなものがあるかというふうに思います。それを見据えて、・・・ではございますけれども、答弁をいたしましたように、一次産業の振興、農漁業とも振興と言っても、一口に言ってもなかなかこれも難しい点がたつたあろうかと思っておりますけれども、考えられる点は、あらゆることに挑戦していく基本的な姿勢の基で、これからも一次産業の振興策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。そして、新たな視点として、観光産業の振興というものがあるわけでございます。定住人口の減少というものは、ある意味さけられない事実であるわけでございます。交流人口をいかにして、確保していくか、観光産業をどうやって活性化していくかということに、手段をおいていくべき伊方町は、この点につきましては、まだまだ私は、大きなポテンシャルを秘めた地域であるというふうに思っておりますので、この3つをあわせて、これから10年間、私は伊方町にとって大事な時期であるというふうに認識をいたしておりますので、この点についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 先ほど、お伺いいたしまして、私は町長に期待するのは、高門町長のカラーを前面に打ち出して、これからの伊方の町づくりを進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。答弁はいりません。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。

末光議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 簡単な質問をさせていただきますけれども、先日皆さんのお手許にも今年の固定資産税の徴収のご案内が届いたと思いますけれども、私も見てみましたら、評価額と税額は、全く昨年と同じでございました。平成30年度が評価の替える年であるということなので、この評価の反映は、31年度からなるかというふうに思っておりますけれども、評価と時価との関係で、昔は20年、30年前の話になりますけれども、評価の何倍かが時価であ

るというふうな時期が長く続きました。現在は、評価の何分の一が時価であるといっても過言でないような状況にあると私は、思っておりますけれども、30年度の評価につきまして、いろいろと町長さんの方針を伺いましたけれども、その30年度の評価がどのように反映されているかをもう少し具体的にお話をさせていただいたらと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 固定資産の評価につきましては、議員申されているとおり、平成30年の評価替えの年となっております。今回の平成30年度から、評価替えの金額が反映されてございます。以前は、評価額の2割、3割程度を時価ということになってございましたが、制度の改正によりまして、現在は7割が時価ということで反映されてございます。平成28年度、29年度、先ほど町長の答弁にもありましたように鑑定をいたしまして、今回反映して、納付をしているところでございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありますか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 固定資産の評価につきましては、いろいろご苦労していただいていると思いますけれども、現実問題といたしまして、家主の方が亡くなって、その土地を処分しようとした時に買い手がないというのが実態でございます。また、この土地が空いてるけど、タダでもらってもらえないかと言ってももらってもらえない。そのような厳しい状況が伊方町内の至るところでみられるのが現状でございます。そのような町民の苦しい現状を十分に反映をさせて、このような固定資産税の評価等に反映をさせた政策をとっていただきますよう要望をいたします。

○議長（山本吉昭） 答弁はよろしいですか。

○議員（末光勝幸） 町長

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 只今の要望等踏まえまして、法的に厳正公正にやるというのが大原則であろうかというふうに思っておりますので、ご要望の点も踏まえて取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱2を閉じます。

末光議員、大綱3の再質問はありますか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 私は、交通問題につきまして、全国の例を調べてまいりましたが、愛媛県におきましては、興居島のふれあいタクシーの状況が非常に興味深いものがございました。可能性として、取り組んでいただきたいのが、コミュニティーバスの導入ということで、運転手を地元から公募して8名が大臣認定講習を受けて、実際にそういった講師の受講後運転の担当ができるというふうな制度があるように聞いております。市町村運営有償運送といえますか、・・・か分かりませんが、道路運送法第78条とか、このようないろんな特例的な制度もございますので、デマンドバスを保管するような新たなコミュニティーバス等の導入ができないものか。また検討されておる状況ではないかお伺いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 只今の末光議員の再質問にお答えをいたします。先ほどの町長の答弁にもございましたが、住民アンケートを実施しているところでございまして、住民の皆さん1,000名に対して、アンケート票をお送りしているところでございます。そのアンケートの中にもですね、今のデマンド交通に対するご意見また他の運行形態の希望でありますとか、そういう内容についてもアンケート内容に記載してお答えをいただくようにしております。今回、住民の皆様からアンケートを回収させていただいた後に検討委員会また議員の皆様とも協議させていただきながら新しい運行形態を探っていきたいというふうに考えております。その中にはコミュニティーバスも検討の中には入ろうかと思っております。ただ、これもですね、いろいろな条件もあろうかと思っておりますので、協議を進めながら決めさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） もう一つの例として、伊方は原子力発電所があるエネルギーの町でございまして。電気と切っても切れない町でございまして、他の市町村におきまして、電気自動車地域導入促進モデル事業というふうな事業を行って、電気自動車によるシェアリングをするとそういうふうな例もございまして。伊方町、これから原子力発電所が1機だけになってしまいましたけれどもできるだけ、電気自動車を導入して、電気と共に歩む町であるというふうなカラーをだしていただきたいと思っております。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長



○総務課長（鵜久森伸吾） 只今の末光議員のご意見といたしますか、ご提言を踏まえまして、今後のデマンド、新しい交通体系を進めて行く中で協議をしていきたい。ただ今のところ具体的なものになっておりませんので、今後の検討課題になろうかと思えます。また、それについては町長、副町長、理事者側とも協議させていただいて、また皆さんともご協議をさせていただいて、進めさせていただくことになろうかと思えます。ご理解をいただければと思います。以上です。

○議員（末光勝幸） よろしくお願ひします。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続いて、木嶋英幸議員一般質問をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 1年が経ちまして、早いものだなとつくづく思っております。今回の質問、大綱1「スポーツの振興について」お尋ねします。

昨年度、えひめ国体が開催され、伊方町においても成年女子のバレーボール競技がありました。何年も前から教室を開いたり、国体推進室を開設したりしながら、かなりの苦労や労力は使ったと思われまゝ。

大過もなく、無事済んだように思いますが、莫大な費用や膨大な国体推進室の人件費が無駄にならないように、社会体育施設、宿泊施設などの活性化により、町民からえひめ国体を伊方町で開催してよかったと言ってもらえるような施策はないかお尋ねします。

例えば、バレーボール会場として、いろいろ設備を充実した中で、バレーボールのVリーグなどもできないか。本物を見ることによって、町民のスポーツへの関心が高まり社会体育の推進など、考えていないかお尋ねします。

続きまして、大綱2「移住定住について」お尋ねします。

施策の柱の一つでもある本件を町として今後どのように進めていくのか方向性をお尋ねします。

町内で一か所だけ人口の増えている所があります。大和ハウスさんが開拓分譲している旧瀬戸地区のリゾート地域であります。旧町時代にリゾートとして売り出しましたが、嬉しい誤算で定住者が増えております。現在約60棟の家が建ち、約半分の30戸ほどの家が定住として使われております。民間業者の努力もありますが、今後は町としても一緒に取り組み、若者も住める町づくりを推進すべきではないでしょうか。

昨年度は道路脇の草刈りやリゾート地内にあるむかいパークの整備などがほとんどなされていないように思われます。定住希望者などの案内をするにしても、ある程度の環境整備ができていないと住んでみたいという町にはならないのではないのでしょうか。

リゾート地に今、住んでいる方達との意見交換や情報が共有できる窓口を進めることはできないかお尋ねします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の質問にお答えをいたします。

大綱1「スポーツの振興について」のご質問でございます。

国体開催後におきまして、町民が元気になる施策についてでございますけれども、議員ご案内のとおり、昨年開催されましたえひめ国体におきまして、成年女子のバレーボール競技が本町で盛大に実施をされました。

このことは、記憶に新しく2020年の東京オリンピックを控え、本町におきましてもスポーツに対する関心が高まっていると感じております。関係各位のご努力に、この際改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

これを機に町といたしましては、町民自らが年齢、性別、体力、好みなどに応じたスポーツやレクリエーションをとおして、町民が元気になるような施策の展開が必要である認識をいたしております。

そのためには、将来を見据えた体系的な計画が必要であるとの思いから「スポーツ推進計画」の策定を目指しており、スポーツの推進に関する重要事項を審議する機関として、条例を制定し、スポーツ推進審議会を設置いたしたいと考えております。

一方では、スポーツに対する関心の高まりを持続するための起爆剤として、来年3月にプロバスケットボール男子Bリーグ2部、B2所属の愛媛オレンジバイキングスの公式戦を本町に招致することを計画をいたしており、プロ選手のプレーをご覧いただき、子どもたちにプロのすごさや迫力を体感してもらい、スポーツの楽しさに触れる機会を与え、夢を目指すきっかけのひとつにしてもらいたいと考えているところでございます。

また、2020年には、原則35歳以上の方が対象となる「日本スポーツマスターズ2020」が本県で開催されることが決定され、当町におきましても、バスケットボールかバレーボールの開催地になるべく取り組みたいと考えているところでございます。

さらに、本町に馴染みの深い岡山シーガルズにつきましては、バレーボール教室の開催を本年度も8月に予定をいたしております。回を重ね10回目を迎えますことや去る5月の15日から18日には、伊方スポーツセンターで合宿を行い、亀ヶ池温泉や瀬戸アグリトピアの施設を利用させていただいております。

今後も岡山シーガルズをはじめ、様々なチームの合宿地としてアピールし、体育施設や宿泊施設等の活性化に繋げてまいりたいと考えております。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

次に、大綱の2「移住定住促進について」のご質問にお答えをいたします。

議員申されるとおり、リゾート地区の人口につきましては、10年前と比較しますと人口で38人から52人と14人の増加。世帯数で21世帯から30世帯、9世帯の増となっております。

このリゾート地区におきましては、大和ハウスに町との取りまとめ役として関わっていた

だいているところでございます。

まず、町と大和ハウスとの移住定住などの取り組み状況でございますが、伊方町移住定住協議会の会員となっていていただいております、協議会の事業に参加をいただいております。

また、大和ハウス主催の東京と大阪開催の移住フェアにも、移住定住協議会の事業として、町の担当者、地域おこし協力隊員、さらに移住定住協議会の会員などが参加をいたしております。

このように町では大和ハウスと共に移住の促進や地域おこし協力隊員の募集などを実施しているなど、移住定住促進関しましては取り組みの当初から関わっていただいているところでございます。

町では、このような町内外での大和ハウスとの取り組み以外におきましても、リゾート地区の移住者との関わりにつきましては、町の担当者と地域おこし協力隊員が様々な活動をされております移住者宅へお伺いをするなど、可能な範囲で地道な活動を行っているところでございます。

議員ご指摘の環境整備などにつきましては、道路脇の草刈りにつきましては、町独自の取り組みとして実施をしております環境対策作業と、昨年度におきましては地区から要望書のありました箇所につきまして、他事業で応急的に対応するなどの対策を実施いたしております。

さらに、むかいパークの整備につきましても、昨年度から草刈りを実施をするなど、地区の環境整備に努めているところでございます。

他にも道路整備など要望書の提出が出されておりますが、町内の他の地区と同様に、事業実施の基準などに基づきまして、対応してまいりたいと考えております。

リゾート地区におきましては、以上のような対応をいたしているところでございますが、意見交換できる窓口を造ることはできないかとお尋ねでございますけれども、まずは地区の取りまとめ役でございます大和ハウスに、地区におけます様々な状況の報告や要望、ご意見などをいただきまして、さらに地区担当連絡員と連携、調整するなどいたしまして、可能な対応をしてまいりたいと考えております。

以上で、木嶋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい、議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 先日、日曜日でしたか、伊方地区のスポレク祭に私も参加させていただきました。子どもから結構な年配の方々まで、すごく沢山の方が参加してる現状を見て大変嬉しく思いました。それとですね、先ほど言ったスポーツ振興に関しても、伊方地区だけじゃなくてですね、できたらそういうふうな触れ合える場所というか、町内全体、旧三崎地

区、瀬戸地区も合わせて、そういうふうな競技をこれからやっていく考えはないか。それと、せっかく入れた施設費用の充実に伴うそこらの利用頻度も高めていく方法は考えていないか質問いたします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） お答えいたします。まず、1点目の日曜日におかれましてはスポレク祭のようなイベント、町内全体でできないかというご質問だったかというふうに認識をしております。これにつきましては、今のところ瀬戸、三崎地域には、伊方地域のようなイベントは実施されておられませんけども、そういったこともございまして、実際町民の方々がどのようなスポーツに関して意識を持たれるかということで、町民の皆様に対しましてですね、スポーツ振興推進計画を建てる際にアンケートをさせていただきました、町民の皆様方からそういったご意見がございましたら、町の方としても可能な範囲で、町民一丸となりましてスポーツを盛り上げていけるような取り組みを考えてまいりたいと思っております。

それと、施設の利用頻度を高めるということでもございますけれども、これもスポーツを推進するというのが、まず第一なんではないかというふうに思っております。そういったことで、スポーツに対する気運を高めるために、先ほども町長からの答弁もございましたけれども、まず、バスケットボールのVリーグの公式戦を起爆剤にいたしまして、スポーツに対する関心をもっと高めてもらうために、起爆剤としてはございますけれども、今後につなげていくかたちでスポーツを推進する取り組みをいたしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたらと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋英幸議員

○議員（木嶋英幸） 私も体育大学の出身の一人として、スポーツに関しては、かなり関心をもってる一人です。町民の健康増進のためにも非常に役に立つ一つであると思います。スポーツだけではなくて、例えば健康体操のようなこともこれから伊方町独自のものを考えていっていただけたら、町民が健康に暮らせる町づくりをやっていただきたいと思います。答弁は、いりません。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。

木嶋議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 先ほどのリゾート地に関して、主にはそうなんですけど、安心安全の町づくりのためにもヘリポートとの兼合いもこれからは考えていって欲しいなと思います。空き家バンクとの連携、そして雇用の場の、伊方町内がほとんどが一次産業なので、一次産業との連携などについてもどのように考えているかお答えください。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（鶴久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 先ほど木嶋議員の方からヘリポートの関係、ご質問ございましたので、お答えしたいと思います。先日の全員協議会でご説明して翌日の新聞報道もごさいますけれども、町といたしましては、昨年度、町内の55地区に対するヘリポートのへき地調査を行いました。現在36地区があまり手をかけなくても、企画調整すればヘリポートとして活用できるのではないかとというような調査結果となっております。まずは、その地域からですね、ヘリポートとして運用できるように進めていきたい。後、残り全体で99箇所につきまして、電柱でありますとか、電線などを・・・の63箇所につきましては、そういう状況でございますので、そこらについては予算のこともございまして、状況も見ながら進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、地域の皆様については、安心安全のヘリポートにつきましては、そういう部分で安心安全に取り組んでいきたいというふうに考えております。その他につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 空き家バンクとの連携でございますが、ご存知のとおり大和ハウスにつきましては、民間企業となりますので、リゾート地内の空き家に関しましては、直接大和ハウスが関わるものではございます。ただし、先ほど町長の答弁にもございましたように、移住定住協議会、そこのメンバーにも大和ハウスも入っております、様々な空き家対策でありますとか、空き家バンクの活用の方法とか、会議の中でいろいろと協議をしておりますので、協議の今後の実施につきましてもいろいろご意見をいただきまして、参考に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい、議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 先ほど、お聞きした生産人口がやっぱり欲しいんで、雇用の場、先ほど一次産業との連携というか、一次産業の人材派遣のような窓口はとれてるのか、これからのようにしようとしているのかも、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 質問に対する答弁になるかどうか分かりませんが、移住定住を促進するための根幹の策が一言で言っていかに魅力ある地域をつくりあげるかということに尽きるんだろうというふうに思います。そこに住んで居る人が、自分の町を誇りに思って、そして住みやすい町であるというふうに思って、いただかなければ他所からの移住定住も売り込めないというふうに思っております。その中で、先ほど議員からご指摘がありました、様々な点、ヘリポートでありますとか、空き家対策でありますとか、そして一次産業の活性化等々にも触れられましたけども、あらゆる点を総合的に取り組んでいって魅力ある町づくりに取り組むというのが、基本的な考え方であるというふうに認識をいたしております。その中で、一次産業につきましては、地域おこし協力隊の募集も今現在行っているところでございますし、そういった切り込み口からの一次産業の活性化というものを諮ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、11時30分からといたします。

休憩 11時14分

---

再開 11時30分

## 報告第2号

○議長（山本吉昭） 再開をいたします。日程第5「寄附採納について」報告第2号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第2号 寄附採納についてご報告させていただきます。香川県高松市丸の内2番5号、四国電力株式会社より、伊方町のスポーツ振興に資する事業のために役立てて欲しいと1,200万円の寄附の申し出があり、平成30年3月30日に採納いたしましたので、そのご厚意に対し、信心なる敬意と感謝の意を表し、ご報告するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「寄附採納について」を閉じます。

### 報告第3号

○議長（山本吉昭） 日程6「町長の専決処分事項報告について」報告第3号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第3号 町長の専決処分事項報告についてご説明いたします。町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。案件名は、公用車の事故に関する専決処分と和解及び損害賠償の相手方は、八幡浜市在住の個人でございます。和解の要旨は、平成30年1月17日午後3時頃、八幡浜市保内町宮内1-563番地先において、市道の交差点で発生した公用車の車両事故で、職員が左折しようとした際、右側から直進してきた相手車両と接触したものでございます。損害賠償の額は、11万3,400円で専決処分年月日は、平成30年4月2日でございます。なお、こうした事故が起らないよう厳重注意を行うと共に全職員に対し、庁議等の機会をとおしまして、安全運転の事項を周知しているところでございます。今後も重ねて、注意喚起に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項ですが、質疑あれば承ります。質疑ありませんか。

○議員（竹内一則） ちょっといいですか。

○議長（山本吉昭） 竹内議員

○議員（竹内一則） 交通事故は、どうしようもないと思うんですが、いつも支払の額ですね、いつも町が一方的に支払っているような感じを受けるんですが、この場合やったら、直進と左折やったら、100、0ということはないはずですよ。最低でも9対1ぐらいの割合、そこら辺の状態はどうなっておるんですかね。

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 失礼いたします。只今のご質問でございますけれども、こちらの率、比率ですね、7対3でこちらの方に重みの非があるというふうなことであります。

○議員（竹内一則） はい、分かりました。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

### 報告第4号

○議長（山本吉昭） 日程第7「平成29年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第4号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第4号 平成29年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書につ

いてご説明いたします。

先の第 52 回定例会でご承認いただいております、平成 29 年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、5 月 31 日付けで、繰越計算書を調製いたしましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、伊方地区漁港海岸保全施設長寿命化計画策定委託業務、他 4 事業で、翌年度繰越額は、総額で 5 億 5,018 万 1 千円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項ですが、質疑あれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 4 号「平成 29 年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

#### 議案第 4 2 号

○議長（山本吉昭） 日程第 8「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」議案第 42 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 42 号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、平成 30 年 4 月 1 日、専決処分したものでございます。主な改正点は、個人所得課税の見直し。固定資産税の土地に係る負担調整措置の現行の仕組みの 3 年延長。たばこ税の税率を 3 段階で引き上げ。加熱式たばこの課税方式を見直し、5 年間かけて段階的に移行でございませう。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

1 頁をお願いします。第 23 条第 3 項、町民税の納税義務者につきましては、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものでございませう。

次に、第 24 条、個人の町民税の非課税の範囲、2 頁をお願いいたします。第 1 項第 2 号につきましては、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の前年の合計所得金額要件を引き上げ、また、同条第 2 項につきましては、控除対象配偶者を同一生計配偶者へ定義変更、そして個人の町民税均等割の非課税基準を引き上げるものでございませう。

次に第 34 条の 2 につきましては、基礎控除の適用に所得要件を創設するものでございませう。第 34 条の 6 につきましても、調整控除額に所得要件を創設するものでございませう。

3 頁の、第 36 条の 2 町民税の申告につきましては、4 頁をお願いいたします。年金所得者



に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しでございます。

次に6頁。下から3行目の第48条法人の町民税の申告納付につきましては、9頁をお願いいたします。

同条に第10項から第12項を追加してございます。電子化を推進するため、資本金の額が一億円を超える法人等に対し、納税申告書等の電子申告を義務付けるものでございます。

10頁をお願いいたします。第52条につきましては、法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金について、延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定してございます。

12頁をお願いいたします。第92条につきましては、製造たばこの区分を新たに創設してございます。13頁をお願いいたします。第93条の2につきましては、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン等が充填されたものは、製造たばことみなすことを規定してございます。

次に、第94条たばこ税の課税標準につきましては、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とする等の規定の整備で、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行することとなっております。

16頁をお願いいたします。第95条たばこ税の税率につきましては、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございまして、平成30年10月1日から平成32年9月30日までは、千本につき5,692円。平成32年10月1日から平成33年9月30日までは、千本につき6,122円、平成33年10月1日以後は、千本につき6,552円となっております。

18頁をお願いいたします。附則第5条につきましては、個人の町民税の所得割の非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

19頁をお願いいたします。附則第10条の2でございまして、生産性向上特別措置法の規定により固定資産税を軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置の創設に伴う割合の規定の整備でございまして。

20頁をお願いいたします。附則第10条の3固定資産税の減額適用の申告につきましては、23頁をお願いいたします。第12項、バリアフリーなどの改修工事が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額措置の創設に伴い、適用を受けようとする者がすべき申告について規定してございます。

次に、24頁の附則第11条の2、25頁の第12条、26頁の第13条及び27頁の第15条につきましては、平成30年度の固定資産税の評価替えに際し、土地に係る負担調整措置について現行の仕組みを平成30年度から平成32年度まで3年延長するものでございます。

最後に29頁の第2条改正から36頁の第6条改正までにつきましては、先ほど説明いたしました、たばこ税の見直しについて、段階的に定めているものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございますが、個人所得課税の見直しについては、平成33年1月1日から、生産性向上特別措置法の特例措置部分は法の施

行の日から、たばこ税の見直しは平成 30 年 10 月 1 日からの施行等を定めております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（山本吉昭） 小泉議員

○議員（小泉和也） 関連なんですけど、固定資産税の関係でよろしいでしょうか、議長。関連の質問なんですけど、この条例じゃないんですけど。構いませんか。重要な問題なんですけど。

○議長（山本吉昭） それについては、一般会計の補正予算では。

○議員（小泉和也） どこでもいいです。一般会計にはいつてましたかね。

○議長（山本吉昭） 全般で受付ますので。

○議員（小泉和也） いいです。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 42 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

### 議案第 43 号

○議長（山本吉昭） 日程第 9「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 43 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 43 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成 30 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、同日、専決処分したものでございます。

今回の改正点は、課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

1 頁をお願いいたします。

初めに、第2条第1項につきましては、国民健康保険の保険者に県が加わることに伴う、課税額の定義の変更でございます。

2頁をお願いします。次に、同条第2項につきましては、基礎課税額に係る医療給付費分の限度額を、これまでの54万円から58万円に4万円引き上げるものでございます。

最後に3頁の第21条、国民健康保険税の減額につきましては、低所得者に係る軽減措置を拡充するための変更でございます。第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に5千円引き上げ、第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を49万円から50万円に1万円引き上げるものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（山本吉昭）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第43号「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

#### **議案第44号**

**○議長（山本吉昭）** 日程第10「伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第44号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○保健福祉課長（坂本明仁）** 議長

**○議長（山本吉昭）** 保健福祉課長

**○保健福祉課長（坂本明仁）** 議案第44号 伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容は、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正か所は、条例第15条第1項、第2号、第42条第3項及び附則第5条のアンダーラインの印した3か所でございます。いずれも法律の適用条項との整合を図るための改正でございます。

なお、改正後の条例は交付の日から施行することといたしております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 44 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号「伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 45 号

○議長（山本吉昭） 日程第 11「伊方町スポーツ推進審議会条例制定について」議案第 45 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第 45 号 伊方町スポーツ推進審議会条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方町のスポーツ推進計画の策定に向けた今後の取り組みを明確にするため、スポーツ基本法第 31 条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を、調査審議する機関として、伊方町スポーツ推進審議会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして、ご説明させていただきますので 1 頁をお願いいたします。第 1 条では、設置根拠を規定しており、第 2 条では、審議会の所掌事務を教育委員会の諮門に応じ、法第 10 条に規定するスポーツ推進計画をはじめ、その他スポーツの推進に関する事項について調査・審議することとしております。

第 3 条では、組織といたしまして、審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は学識経験を有する方をはじめ、教育委員会が委嘱することとしております。

第 4 条では、委員の任期を 2 年としており、第 5 条以下につきましては、会長及び副会長に関する事項、会議の運営に関する事項、審議会の庶務や委任について規定しております。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、公布の日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号「伊方町スポーツ推進審議会条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開は、午後 1 時からといたします。

休憩 11 時 57 分

---

再開 13 時 00 分

### 議案第 46 号

○議長（山本吉昭） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。日程第 12 「平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」議案第 46 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 46 号 平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 4 億 9,163 万 7 千円を追加し、総額を 87 億 3,853 万 6 千円とするものがあります。

歳出の主なものといたしまして、2 款総務費については、財政調整基金積立金 2 億 5,965 万 3 千円、伊方庁舎 1 階空調設備工事 543 万円、庁用自動車購入事業 621 万 7 千円を計上いたしております。

6 款、農林水産業費については、伊方共撰鮮度保持装置設置事業補助金 1,339 万 2 千円、瀬戸アグリトピア高圧受電設備更新工事 793 万 4 千円を計上いたしております。

8 款、土木費については、道路新設改良事業 828 万 4 千円、景観計画策定事業 470 万 4 千円、空家等対策計画策定事業 374 万 2 千円を計上いたしております。

10 款、教育費については、水ヶ浦小学校統合準備委員会補助金 338 万円、町内全小中学校空調設備整備事業 1 億 2,036 万 1 千円、スクールバス整備事業 677 万 8 千円、スポーツ振興計画策定事業 292 万 2 千円、移動式バスケットゴール整備事業 1,213 万 4 千円を計上いたしております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、13 款、国庫支出金については、鮮度保持装置設置事業交付金 1,250 万円、空調設備整備交付金 7,500 万円を計上いたしております。

18 款、繰越金については、前年度繰越金 3 億 7,980 万 1 千円を計上いたしております。

以上、平成 30 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の主な説明とさせていただきます。なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせていただきますので、

ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の10頁をお開きください。

## 2款 総務費

1項 総務管理費（10頁） 質疑ありませんか。

## 3款 民生費

1項 社会福祉費（10頁） 質疑ありませんか。

## 6款 農林水産業費

1項 農業費（11頁） 質疑ありませんか。

3項 水産業費（11頁） 質疑ありませんか。

## 7款 商工費

1項 商工費（11頁） 質疑ありませんか。

## 8款 土木費

1項 土木管理費（12頁） 質疑ありませんか。

2項 道路橋梁費（12頁） 質疑ありませんか。

3項 港湾費（12頁） 質疑ありませんか。

4項 住宅費（13頁） 質疑ありませんか。

7項 集会所費（13頁） 質疑ありませんか。

○議員（高岸助利） 議長

○議長（山本吉昭） 高岸議員

○議員（高岸助利） 昨年、区長会において、集会所のトイレのことについてお伺いしたんですけども、今各集落にある集会所については、私たちの地区においても部落の唯一の集まる場所なんですけども、高齢化で敬老会やってもトイレが昔の和式のトイレで座れないので敬老会に参加できないというお年寄りが結構いるんですよ。去年の区長会の時に何箇所かの地区に分けて、改修についてお伺いしたんですが、その後どのような協議がなされたか。これからどのようにしていかれるのか。その辺、ちょっとお伺いをいたします。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） はい、失礼いたします。集会所のトイレ、先ほど議員さんも申うされたとおり、少子高齢化等によりまして、和式トイレが非常に使いがってが悪いといひますか、洋式トイレの方に改修改善をして欲しいというふうなご意見で、地区の方から、要望書が提出されたものからですね、順次町の中で協議をさせていただきまして、できる限り地区の要望に応えていきたいというふうに今のところ考えております。施策としてですね、順

次計画的な改修をといる部分については、今そういった計画は持ち合わせておりません。あくまでも地区の要望に対して、順次対応していくというかたちでやらせていただきます。以上です。

○議員（高岸助利） 議長

○議長（山本吉昭） 高岸議員

○議員（高岸助利） 地区要望で上がったところは、順次解消するということなんですか。それとも、基本的に50何か所の集会所ありますよね。私の地区の集会所に対してのことじゃなしに全体、近年何年か前に建ったトイレについては洋式と和式があると思うんですけど、昔何十年経った集会所、和式のトイレだけでね、その1箇所を洋式に順次町として何年かに分けて、5箇所でも6箇所でも改修していくお考えはないですかということをお伺いしよるんです。地区要望があれば、改修可能かどうかも含めて、もう一辺分かりやすく説明してください。

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 町の施策として、50数箇所の集会所を計画的に和式から洋式に改修改善していくというような基本計画的なものは今現在はありませんが、地区の方からトイレを改修してくれというルールはなくて、例えばスペースの問題でありますとか、大トイレは2つにして、小は1つにしてもらっていいとか。そういった地区の利用形態によって改修する形もさまざまな意見もありますので、できればその地区の方からどのような形で改修して欲しいのかというようなものの意見をいただいた中でですね、それを基に必要に応じて検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本吉昭） よろしいですか。他ありませんか。（「なし」の発言あり）

#### 10 款 教育費

1 項 教育総務費（13 頁） 質疑ありませんか。

3 項 中学校費（14 頁） 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費（14 頁） 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費（14 頁） 質疑ありませんか。

#### 11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費（15 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、歳入に入ります。7 頁をお開きください。

#### 11 款 分担金及び負担金

1 項 分担金（7 頁） 質疑ありませんか。

2 項 負担金（7 頁） 質疑ありませんか。

#### 13 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金（7 頁） 質疑ありませんか。

14 款 県支出金

2 項 県補助金 (7 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (8 頁) 質疑ありませんか。

15 款 財産収入

2 項 財産売払収入 (8 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (高岸助利) 議長

○議長 (山本吉昭) 高岸議員

○議員 (高岸助利) 車を購入する経費だと思うけど、年式は新しいと思うんですけど、一応 220 万というのがついてるんですけど、どういう売払い方法というか、年式はどのぐらい経ってたんですか。まだ、車自体は新しいと思うんですけど。

○議長 (山本吉昭) 総務課長

○総務課長 (鶴久森伸吾) 失礼いたします。今の高岸議員のご質問にお答えいたします。今回予算上げているのは、町長公用車でございます。前町長公用車につきましては、平成 26 年 8 月購入でございます。約 4 年乗ってございます。売払いの収入 220 万を歳入で計上させていただいておりますが、ある程度の見積りを取った段階で一応 280 万円という金額が示されております。歳入欠損にならないように、80%かけまして、220 万円という形で今のところは歳入に計上させていただいております。以上です。

○議長 (山本吉昭) 他ありませんか。(「なし」の発言あり)

17 款 繰入金

2 項 基金繰入金 (8 頁) 質疑ありませんか。

18 款 繰越金

1 項 繰越金 (8 頁) 質疑ありませんか。

19 款 諸収入

7 項 雑入 (8 頁～9 頁) 質疑ありませんか。

20 款 町債

1 項 町債 (9 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。

○議員 (小泉和也) 議長

○議長 (山本吉昭) 小泉議員

○議員 (小泉和也) すいません。先ほどは、関連でということ。末光議員さんの一般質問の中でですね、固定資産税について質問されたんですけど、ちょっと課長の答弁と噛み合っていないところがありましたので、末光議員さんが言われたのは、31 年度から反映されるんですかと言った時に、課長の答弁が 30 年度から、本年度からですという答弁をされて、それから金額が変わってないと、その理由についても説明がなかったものですから、課長分りやすく説明していただけたらと思います。



○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 失礼いたします。説明不足で大変申し訳ございませんでした。まず、評価替えの反映でございますけれども、この6月に納付書を発送してございます。平成30年度から今回の評価替えが反映されてございます。また、家屋につきまして、同様評価替えしてございますが、家屋の評価が前年度と同額になる場合がございます。家屋につきましては、年数の経過によりまして、年額の率により計算をされますが、一方建築の関係の物価の上昇率も計算の中で、加味されることとなっております。結果、年数の経過による減額の率よりも物価の上昇の率が上回った場合は、建物の価値があるということで、評価が上がる場合がございます。上回った場合は、前回の評価額を据え置くというのが制度となっておりますので、結果、税の額が変わらないという場合がございます。それから先ほど、土地の鑑定評価額の7割が固定資産税の評価額となるということで答弁させていただきましたが、これにつきましては、平成6年から既に実施されている制度でございまして、今回からの改正のように誤解を与えるような答弁をしまして、大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） よろしいですか。

○議員（小泉和也） いいです。

○議長（山本吉昭） 他、ありませんか。（「なし」の発言あり）次いで、表紙に帰って「地方債の補正 第2条第2表」の質疑ありませんか。第2表は、4頁にあります。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村明和） 関連なるんですが、構いませんか。この項目には、ちょっとないんですが。全協で、ちょっと私質問した、風車の、小型風車のことでちょっと。

○議長（山本吉昭） 風力発電ですか。

○議員（中村明和） はい。全協ではあった建設課長が景観のあれあったんですけど、この項目で、住宅のところに。何頁ですかね。13頁、土木費の住宅の中で13委託料、景観策定業務委託料、これに当てはまるかどうか分かりますんですけど。

○議長（山本吉昭） はい、構いません。

○議員（中村明和） と、申しますのは、2、3日前でしたかね、愛媛新聞で半島に100基の小型風力発電所が計画あるというようなこと書かれてたんですけど、ちょっとそれは私たまげたもんで、ちょっと全協でも福島議員がちょっと言われよったと思うんですけど、町独自の条例でもつくって、何か規制しないことにはとにかく景観どころではなく自然破壊、生態系も狂わすほどの大問題になるんやなかるうか思うんですよ。と、申しますのも6月の始めの

日曜日、たまたまテレビ見た時に、全国ネットで秘境佐田岬半島、いい番組取り上げてくれたんです。野宿して、あさひを見る名取地区に、それで秘境いうて自然が残るいうがを題材的に取り上げてくれとったので、町長が先ほどから一般質問に取り上げてた観光振興には、どうしてもやっぱ自然、佐田岬半島の自然を守っていかないけん。これが一番の観光に、やっぱメインや思うんですよ。そやから町独自の条例つくってある程度規制していかなかったら、それと建ててから住民の代表として、業者といろいろな話をしてですね、やるように、建てる計画も100基全部やなしにな、景観を損ねるようなところがあったら、辞めてもらえんかいいうぐらい、そういうこと言うていかんことには、大変なことなる思うんです。いかがなものでしょうか。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 中村議員の質問にお答えいたします。先の全員協議会におきましても、各議員さんから条例の制定などについて、町長に考えはあるかというような質問もございまして、町長の方も検討するというので、お答えしておりました。そういうことで、新エネルギーの担当は総合政策課になるわけですが、今各町の条例でありますとか、ガイドラインなどの北海道などはかなり整備されております。そこら辺を今研究をしておるところでございます。また、近い議会に研究してガイドラインで示すのか、条例を制定するのか、そこら辺を役場内部で検討いたしまして、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたらと思います。

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村明和） 是非ですね、スピード感もって、おそらくこの条例が県がダメでも市とか町独自の条例つくつとるとこ、全国にはある思うんで、是非早急に対応していただくように、是非お願ひします。町長よろしくお願ひします。答弁いりません。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第46号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第46号「平成30年度伊方町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

## 散会宣告

○議長（山本吉昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。20日から21日までは、休会。22日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。  
お疲れ様でした。

(散会時間 13時24分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員